

平成29年度民間社会福祉施設職員等海外研修・調査 実施要綱【抜粋版】

1 目的

民間社会福祉施設等において利用者の処遇等に直接従事している介護職員、生活支援員、保育士等の中堅的職員を諸外国へ派遣し、その国における施設サービス及び在宅サービスの内容、方法、技術等について実地に研修・調査（以下「研修」という。）を行い、もってわが国の民間社会福祉施設等における処遇及び施設運営等の向上に資することを目的とする。

2 実施団体

公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「センター」という。）

3 研修実施国（都市）及び研修の内容

① ヨーロッパ班

ア 研修国（都市） 欧州における2か国2都市

イ 研修の内容

行政機関等において福祉行政の説明聴取、障害児・者福祉関係施設の利用者の処遇状況及び障害児・者のための処遇技術等

② 北米班

ア 研修国（都市） アメリカ合衆国及びカナダにおける2か国2都市、またはアメリカ合衆国の2都市

イ 研修の内容

行政機関等において福祉行政の説明聴取、高齢者福祉関係施設の利用者の処遇状況及び在宅高齢者のための処遇技術等

③ オセアニア班

ア 研修国（都市） オーストラリアの1都市

イ 研修の内容

行政機関等において福祉行政の説明聴取、高齢者福祉関係施設の利用者の処遇状況及び在宅高齢者のための処遇技術等

4 研修・調査実施期間

① ヨーロッパ班

平成29年 9月 3日（日）～平成29年 9月15日（金）[13日間]

② 北米班

平成29年 9月24日（日）～平成29年10月 6日（金）[13日間]

③ オセアニア班

平成29年 9月29日（金）～平成29年10月 6日（金）[8日間]

5 派遣対象者

次の①から④に掲げる民間社会福祉施設等に勤務する介護職員、生活支援員、保育士、看護師等直接処遇職員（管理的業務を専任で行っている者を除く）で、平成29年9月1日現在当該施設において勤務年数5年以上（ただし、同一法人内での対象施設の異動は合算可）、年齢30歳以上55歳未満の者であって、過去においてセンターの海外研修に参加したことがない者で、かつ心身ともに健康で、協調性があり、研修期間中団体行動ができる者。

さらに、①～③は各所属施設長を経て各都道府県（一部社会福祉協議会による）、指定都市民生主管部（局）長から推薦された者で、④は各所属施設長を経て社会福祉法人日本保育協会（以下「日保協」という。）の長から推薦された者。

① ヨーロッパ班（各都道府県・指定都市からの推薦）

ア 障害者総合支援法による障害者関係施設・事業所（障害者支援施設、障害福祉サービス事業所）

イ 生活保護法による救護施設

ウ 児童福祉法による障害児関係施設（障害児入所施設等）

※ 精神障害者関係は対象外

② 北米班（各都道府県・指定都市からの推薦）

介護保険法及び老人福祉法による高齢者関係施設・事業所

（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホーム、小規模多機能型事業所等）

③ オセアニア班（各都道府県・指定都市からの推薦）

介護保険法及び老人福祉法による高齢者関係施設・事業所

（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホーム、小規模多機能型事業所等）

※ 提出書類

ア 平成29年度民間社会福祉施設職員等海外研修・調査 推薦回答書（指定様式）

イ 平成29年度民間社会福祉施設職員等海外研修・調査 参加適格者推薦書（顔写真貼付。指定様式）

ウ 所属長からの推薦書（指定様式）

エ 健康診断書（1年以内の定期健康診断書等、コピー可）

6 研修の方法等

研修は、原則として1都市4～5日間とし、研修初日には現地における行政説明聴取、2日目以降は1日につき1～2か所で研修を行う。

なお、航空機はエコノミークラスを利用し、宿泊は2人1部屋とする。

7 募集方法

(1) 民間社会福祉施設職員3班（ヨーロッパ班・北米班・オセアニア班）

センターから各都道府県、政令指定都市等へ推薦依頼し、各法人理事長等を経て各都道府県等からセンターへ推薦する。

8 派遣団員の決定及び人員

派遣団員は、前記5により都道府県（一部社会福祉協議会による）、指定都市民生主管部（局）の長及び日保協の長より推薦された参加希望者の中から、センターにおいて別紙「民間社会福祉施設職員等海外研修・調査派遣者選考基準」により選考のうえ決定し、その結果を当該民生主管部（局）長、日保協及び各所属施設長あて通知するものとする。

なお、派遣団員は、各班10名とする。

9 参加費用

派遣団員は、この研修に要する費用のうち、次に掲げる費用を負担するものとする。支払い方法については派遣決定通知で案内する。

(1) 一人 50,000円

※結団式及びオリエンテーション後に参加辞退の申し出があった場合は、原則として返還しない。

(2) パスポート発給に伴う費用

(3) 当研修に係る日本国内往復費用及び宿泊費用

(4) 海外旅行傷害保険料

センターにおいては、派遣団員の海外旅行傷害保険の付保は行わないので、各自の責任において海外旅行傷害保険に加入する。

(5) 個人的費用（飲料代、自由行動費、郵便電話料等）

(6) 結団式及びオリエンテーションに出席するための交通費等の費用

10 結団式及びオリエンテーションの開催

派遣団員に対しては、平成29年7月21日（金）に結団式及びオリエンテーションを開催し、海外研修に必要な事項の連絡及び渡航手続き等について説明等を行うものとする。派遣決定者はこれに出席することを条件とする。

11 報告書の提出

派遣団員は、研修した事項を報告書としてまとめ、指定する期日までにセンターに提出するものとする。

12 研修の成果について

派遣団員は、研修の成果について、所属施設並びに地域等において幅広く伝えるように努め、福祉サービス及び地域福祉活動の向上に寄与するものとする。

※ 提出された書類は一切返却しないものとする。